

受理年月日	令和 8 年 3 月 16 日	所管委員会	生活環境委員会
番 号	8 年 陳 情 第 4 号		
件 名	西部ガス株式会社による道路埋設供給管のガス漏れ隠蔽事案に関する厳正な調査及び再発防止策について		
陳 情 者	[Redacted]		
分割送付	なし		
要 旨	<p>西部ガス株式会社は、令和 8 年 1 月 22 日の社内調査により、市が管理する早良区飯倉三丁目の道路下に埋設された供給管（本支管）2 か所においてガス漏れを把握した。しかし、同社はこれを直ちに道路管理者である市や管轄の九州産業保安監督部へ報告せず、組織的に事実を隠蔽した状態で社内対応のみで済ませようとした。</p> <p>ガス事業法第 52 条（ガス工作物の適合維持）、第 119 条（報告の徴収）、報告規則第 4 条（事故報告）等では、ガス事故及び保安上の重大な事態について速やかな報告を義務づけている。40 日以上にわたる放置及び隠蔽は報告の遅延、不履行に直結し、同法に対する重大な逸脱であり、市民の生命、財産を危険にさらす極めて悪質な行為である。</p> <p>当該箇所は市が管理する公道であり、ガス漏れによる土壌汚染や引火、爆発、道路陥没の二次被害を招くおそれがあった。道路占用許可を受けている公益ガス事業者が、道路管理者（福岡市）への報告を怠った責任は極めて重い。</p> <p>西部ガス株式会社は過去にも、保安体制の不備で厳重注意等を受けている事例がある。今回の 40 日以上の隠蔽は改善されていないどころか、現場（福岡供給部）及び本社管理部門（供給管理部、防災保安部等）の連携による組織的な隠蔽とみなされ、ガス事業法第 105 条（改善命令）のような強力な行政処分が下される可能性も否定できない。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市議会として西部ガス株式会社に対し、厳正な調査報告の要求及び市民の安全確保に向けた実効性のある指導、監督を行うこと。</li> <li>2. 市として西部ガス株式会社に対し、本事案の経緯、隠蔽の動機、関与した部署及び責任者の所在を明らかにさせること。</li> <li>3. 市が管理する道路におけるガス設備の安全点検が過去に遡って適正に行われていたか、再点検及び公表を求めること。</li> </ol>		

【陳情書】

令和 8 年 3 月 15 日  
福岡市議会議員 平畑 雅博 殿

陳情者

【陳情の件名】

西部ガス株式会社による道路埋設供給管のガス漏れ隠蔽事案に関する厳正な調査および再発防止策の求めることについて

【陳情の趣旨】

福岡市が管理する道路下に埋設された西部ガス株式会社の供給管（本支管）において、令和 8 年 1 月 22 日にガス漏れが判明していたにもかかわらず、同社が 40 日以上にわたり行政（福岡市および経済産業省）への報告を怠り、組織的に事実を隠蔽していた事案について、福岡市議会として西部ガス株式会社に対し厳正な調査報告の要求および市民の安全確保に向けた実効性のある指導・監督を行うよう陳情いたします。

【陳情の理由】

1. 事案の経緯

西部ガス株式会社は、令和 8 年 1 月 22 日の社内調査により、福岡市早良区飯倉三丁目の道路埋設管 2 箇所においてガス漏れを把握した。

しかし、同社はこれを直ちに道路管理者である福岡市や管轄の九州産業保安監督部へ報告せず、隠蔽した状態で社内対応のみで済ませようとした。

2. 法令違反の疑い

ガス事業法「第 52 条（ガス工作物の適合維持）、第 119 条（報告の徴収）、報告規則第 4 条（事故報告）等」では、ガス事故および保安上の重大な事象について速やかな報告を義務付けている。

40 日以上にわたる放置および隠蔽は「報告の遅延・不履行」に直結し、同法に対する重大な逸脱であり、福岡市民の生命・財産を危険にさらす極めて悪質な行為である。

3. 道路管理者への不誠実な対応

当該箇所は福岡市が管理する公道であり、ガス漏れによる土壌汚染や引火・爆発、道路陥没の二次被害を招く恐れがあった。

道路占用許可を受けている公益ガス事業者は、道路管理者（福岡市）への報告を怠った責任は極めて重い。

#### 4. 過去の類似事案と組織体質

西部ガス株式会社は過去にも、保安体制の不備で嚴重注意等を受けている事例があります。

今回の「40日以上の上の隠蔽」は改善されていないどころか、現場（福岡供給部）および本社管理部門（供給管理部、防災保安部等）の連携による組織的な隠蔽とみなされ、ガス事業法第105条（改善命令）のような強力な行政処分が下される可能性も否定できない。

#### 【陳情項目】

1. 福岡市として、西部ガス株式会社に対し本事案の経緯、隠蔽の動機、および関与した部署・責任者の所在を明らかにさせること。
2. 福岡市が管理する道路におけるガス設備の安全点検が、過去に遡って適正に行われていたか、再点検および公表を求めること。
3. 西部ガスホールディングス株式会社および西部ガス株式会社の経営最高責任者は、速やかに福岡市役所へ出向いた上で、高島宗一郎市長に対し、一連の組織的隠蔽の経緯について正式な説明と謝罪を行い、その内容を福岡市民に全面公開すること。

以上

